

日本沿岸域鯨類調査事業(継続)

1. 趣 旨

- (1) 我が国は、IWC(国際捕鯨委員会)が1982年に採択した商業捕鯨一時停止(モラトリアム)の決定を受け、商業捕鯨を1987年度に中断したが、「鯨類は重要な食料資源であり、科学的根拠に基づき持続的に利用されるべきである」、「食習慣・食文化については相互に尊重する精神が重要である」という基本認識に基づき、商業捕鯨の再開を目指し、IWCにおいて科学データを提供し精力的な交渉を行っているところである。
- (2) 近年、IWCでは、反捕鯨と持続的利用支持の国数が拮抗し、殆どの提案が決定されないといった機能不全に陥っており、2007年から正常化の議論が行われているが、我が国沿岸小型捕鯨も重要案件の一つとなっている。
- (3) 我が国沿岸域における商業捕鯨の再開に必要な科学的データを収集するため、我が国沿岸域における鯨類捕獲調査の充実が喫緊の課題となっている。

2. 事業内容

鯨類の捕食が漁業資源に与える影響等を把握するため、我が国沿岸域における鯨類捕獲調査に対し必要な経費を助成する。

3. 事業実施主体

民間団体

4. 事業実施期間

平成22年度～平成24年度

5. 平成24年度概算決定額(前年度予算額)

264,971千円(264,971千円)

6. 補助率 定額・1/2

7. 担当課

水産庁国際課 内線:6762

直通:03-3502-2443